

アイスクリーム品質表示基準の廃止について（案）

平成18年1月26日

農 林 水 産 省

1 趣旨

「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、アイスクリーム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1654号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

アイスクリーム品質表示基準は、その内容が「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年12月27日厚生省令第52号）による規定と同じであることから、品質表示基準を廃止する。

アイスクリームについて

1 品質表示基準制定等の経緯

昭和53年 6月	アイスクリームのJAS規格制定
昭和53年 7月	アイスクリーム品質表示基準制定
平成12年12月	加工食品品質表示基準の制定に伴い、新しく アイスクリーム品質表示基準制定 (旧基準廃止)
平成14年10月	アイスクリームのJAS規格廃止

2 生産状況

生 産	アイスクリーム類及び氷菓の販売物量の推移			
	単位：k L			
	年	アイスクリーム	アイスマイルク	ラクトアイス 氷 菓
	12	176,500	114,200	276,800 246,400
	13	167,900	102,400	284,450 231,000
	14	161,600	89,500	292,800 227,400
	15	165,790	102,930	285,450 197,440
	16	172,160	110,660	300,740 234,900

○アイスクリームの表示規定

法制度	JAS法	食品衛生法	農薬法
目的	加工食品品質表示基準	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約、施行規則等 公正な競争を確保、一般消費者の利益の保護
	農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによつて一般消費者の選択に資し、もつて公共の福祉の増進に寄与する		
対象者	製造業者、加工包装業者等	製造業者、販売業者	協議会に加入する事業者（製造業者、販売業者）
	規定、規格等	第2条（定義） アイスクリーム 乳又は乳製品に砂糖類、卵黄（卵黄固形物としての含有率が1.41％未満のものに限る。）、乳化剤、安定剤、香料、着色料等を加えた後、これを乳化化したものを冷凍し、かつ、硬化させたもの	第2条（定義）、別表第一 アイスクリーム 乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主原料としたものを凍結させたものであって乳固形分3.0％以上を含むもの（発酵乳を除く。）
表示事項等	第3条（一括表示事項） 第4条（表示の方法） 第5条（表示禁止事項） 第6条（表示禁止事項） 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語等	第3条（一括表示事項） 第4条（表示の方法） 第5条（表示禁止事項） 第6条（表示禁止事項） 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語等	第3条（乳等の表示） 第4条（アイスクリーム、アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第5条（アイスクリーム類の別） 第6条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第7条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第8条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第9条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第10条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第11条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第12条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第13条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第14条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第15条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第16条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第17条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第18条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第19条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第20条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第21条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第22条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第23条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第24条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第25条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第26条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第27条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第28条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第29条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第30条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第31条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第32条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第33条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第34条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第35条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第36条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第37条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第38条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第39条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第40条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第41条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第42条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第43条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第44条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第45条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第46条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第47条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第48条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第49条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第50条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第51条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第52条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第53条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第54条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第55条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第56条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第57条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第58条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第59条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第60条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第61条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第62条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第63条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第64条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第65条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第66条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第67条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第68条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第69条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第70条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第71条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第72条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第73条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第74条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第75条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第76条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第77条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第78条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第79条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第80条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第81条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第82条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第83条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第84条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第85条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第86条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第87条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第88条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第89条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第90条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第91条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第92条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第93条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第94条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第95条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第96条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第97条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第98条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第99条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別） 第100条（アイスマイルク、又はラクトアイスの別）
	その他表示事項等	第5条（特色のある原材料等の表示） 特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品等使用した原材料が特定の色のものがあるものであることを表示する場合等。	第5条（特色のある原材料等の表示） 特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品等使用した原材料が特定の色のものがあるものであることを表示する場合等。
表示禁止事項等	第6条（表示禁止事項） 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語等	第6条（表示禁止事項） 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語等	第6条（表示禁止事項） 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語等

それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

○アイスクリーム品質表示基準

〔平成十二年十二月十九日号外〕
〔農林水産省告示第千六百五十四号〕

沿革 平成一六年一〇月 七日 農林水産省告示第一八二一号
〔トマト加工品品質表示基準等の一部を改正する告示第一八による改正〕

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の八第二項の規定に基づき、アイスクリーム品質表示基準を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

アイスクリーム品質表示基準

（趣旨）

第1条 アイスクリーム（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、

用 語	定 義
アイスクリーム	次に掲げるものをいう。 1 乳又は乳製品に砂糖類、卵黄（卵黄固形物としての含有率が1.4％未満のものに限る。）、乳化剤、安定剤、香料、着色料等を加えた後、これを乳化したものを冷凍し、かつ、硬化させたものであって、乳脂肪分8％以上のもので（以下「バニラアイスクリーム」という。） 2 1に果実（くりを含む。以下同じ。）又はその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ、まっ茶、卵黄、洋酒等の風味原料（これらに類似している香料を含む。）を加えたもの（以下「風味アイスクリーム」という。）
フルーツアイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料として果実又はその加工品を加えたものであって、その含有率が5％以上（レモン及びライムにあっては2％以上）であるものをいう。
チョコレートアイスクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてチョコレートを加えたものであって、その含有率がカカオ分として1.5％以上であるものをいう。

	るものをいう。
コーヒータイス クリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてコーヒータイスを加えたものであって、その含有率が生豆に換算して1%以上であるものをいう。
ナッツアイスク リーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてナッツを加えたものであって、その含有率が2%以上であるものをいう。
まっ茶アイスク リーム	風味アイスクリームのうち、風味原料としてまっ茶を加えたものであって、その含有率が0.5%以上であるものをいう。
カスタードアイ スクリーム	風味アイスクリームのうち、風味原料として卵黄を加えたものであって、卵黄（パニラアイスクリームの原料としての卵黄を含む。）の含有率が卵黄固形物として1.4%以上であるものをいう。
ミックスアイ スクリーム	風味アイスクリームのうち、2種の風味原料（果実又はその加工品、チョコレート、コーヒータイス、ナッツ及びまっ茶に限る。）を加えたものであって、それぞれの含有率が果実又はその加工品を加えたものにあっては2.5%以上（レモン及びライムにあっては1%以上）、チョコレートを加えたものに

	あってはカカオ分として0.75%以上、コーヒータイスを加えたものにあっては生豆に換算して0.5%以上、ナッツを加えたものにあっては1%以上及びまっ茶を加えたものにあっては0.25%以上であるものをいう。
ストロベリー アイスクリーム	フルーツアイスクリームのうち、風味原料がいちごの果汁又は果肉であるものをいう。
レーズンアイ スクリーム	フルーツアイスクリームのうち、風味原料が干しぶどうであるものをいう。

本条……一部改正〔平成16年10月農水省1821号〕

（一括表示事項）

第3条 製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がアイスクリームの容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、無脂乳固形分及び乳脂肪分とする。

2 乳脂肪分以外の脂肪分（卵黄、乳化剤及び風味原料に含まれるものを除く。）を含むものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項及び第6項並びに前項に規定するもののほか、乳脂肪分以外の脂肪分とする。

1・2項……一部改正〔平成16年10月農水省1821号〕

(表示の方法)

第4条 名称、無脂乳固形分、乳脂肪分、原材料名、内容量及び乳脂肪分以外の脂肪分の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア バニラアイスクリームにあつては、「アイスクリーム（バニラ）」と記載すること。

イ 風味アイスクリームにあつては、「アイスクリーム」の文字の次に、括弧を付して、次に定めるところにより記載すること。

(ア) ストロベリーアイスクリームにあつては、「ストロベリー」と記載すること。

(イ) レーズンアイスクリームにあつては、「レーズン」と記載すること。

(ウ) (ア)及び(イ)以外のフルーツアイスクリームにあつては、「フルーツ」と記載すること。

(エ) チョコレートアイスクリームにあつては、「チョコレート」と記載すること。

(オ) コーヒーアイスクリームにあつては、「コーヒー」と記載すること。

(カ) ナッツアイスクリームにあつては、「ナッツ」と記載す

ること。

(キ) まっ茶アイスクリームにあつては、「まっ茶」と記載すること。

(ク) カスタードアイスクリームにあつては、「カスタード」と記載すること。

(ケ) ミックスアイスクリームにあつては、加えた風味原料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に「チョコレートナッツ」、「コーヒレーズン」等と記載すること。

(コ) 果実若しくはその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ、まっ茶及び卵黄を加えた風味アイスクリーム以外の風味アイスクリーム又は果実若しくはその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ若しくはまっ茶を風味原料とする風味アイスクリームであつて、フルーツアイスクリーム、チョコレートアイスクリーム、コーヒーアイスクリーム、ナッツアイスクリーム、まっ茶アイスクリーム及びミックスアイスクリーム以外のものにあつては、「風味」と記載すること。

(サ) バニラアイスクリーム及び1種若しくは2種以上の風味アイスクリームを組み合わせたもの又は2種以上の風味アイスクリームを組み合わせたものにあつては、組み合わせた内容を(ア)から(イ)までに掲げる方法に準じて「バニラ・チョコレート」、「ナッツ・ストロベリー・コーヒー」、「バニラ・風味」等と記載すること。ただし、風味アイスク

リームを数種類組み合わせたものにあつては、「風味組合せ」等とその旨が明らかになるように記載すること。

(2) 無脂乳固形分及び乳脂肪分

パーセントの単位で整数値をもって単位を明記して記載すること。ただし、整数値に代えて、小数点以下1位の数値をもつて記載することができる。

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(エを除く。)の規定にかかわらず、使用した原材料を、次のア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、「生乳」、「牛乳」、「脱脂乳」、「脱脂粉乳」、「全脂れん乳」、「バター」、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高糖果糖液糖」、「卵黄」、「卵白」、「いちご果肉」、「いちご果汁」、「ラム酒」、「アーモンド」、「チョコレート」、「ココア」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、脱脂粉乳その他の乳製品にあつては、「乳製品」と記載することができる。

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(4) 内容量

加工食品品質表示基準第4条第1項第3号の規定にかかわらず、内容量をミリリットル又はリットルの単位で、単位を明記して記載すること。ただし、カップ入り又はカルトン入り以外のものにあつては、内容重量をグラム又はキログラムの単位で記載することができる。

(5) 乳脂肪分以外の脂肪分

含まれる乳脂肪以外の脂肪の個々の名称及びその含有率をパーセントの単位で、小数第1位までの数値を単位を明記して記載すること。ただし、名称にあつては個々の名称に代えてそれぞれ給量を取りまとめて「植物性脂肪」又は「動物性脂肪」と記載し、含有率(1%以上のものに限る。)にあつては小数点以下の数値を切り捨てた整数値で記載することができる。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、無脂乳固形分、乳脂肪分、原材料名、内容量、乳脂肪分以外の脂肪分、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。

1項…一部改正(平成16年10月農水省1821号)

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(1)から(5)までに掲げる事項については、「香料入り」等香料を使用したものである旨を併せて記載している場合は、この限りでない。

(1) 使用する果実又はその加工品の含有率が5%未満(レモン及びライムにあつては2%未満)であるものについて、「フルー

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

根 拠 〔平成十六年一〇月七日農林水産省告示第一八二二号〕
の第三條、公布の日から施行する。

- ツ」の用語若しくは「ストロベリー」等の特定の果実の名称又はこれらと紛らわしい用語
- (2) 使用するカカオ分が1.5%未満であるものについて、「チョコレート」の用語又はこれと紛らわしい用語
 - (3) 使用するコーヒー（生豆に換算したもの）が1%未満であるものについて、「コーヒー」の用語又はこれと紛らわしい用語
 - (4) 使用するナッツが2%未満であるものについて、「ナッツ」の用語又はこれと紛らわしい用語
 - (5) 使用するまっ茶が0.5%未満であるものについて、「まっ茶」の用語又はこれと紛らわしい用語
 - (6) 使用する卵黄（バニライスクリームの原料としての卵黄を含む。）が、1.4%未満であるものについて「カスタード」又は「フレンチ」の用語
 - (7) 風味アイスクリームのうち、2種の風味原料（果実又はその加工品、チョコレート、コーヒー、ナッツ及びまっ茶に限る。）を加えたものであって、それぞれの含有率が、果実又はその加工品にあっては2.5%未満（レモン及びライムにあっては1%未満）、チョコレートにあってはカカオ分として0.75%未満、コーヒーにあっては生豆に換算して0.5%未満、ナッツにあっては1%未満、まっ茶にあっては0.25%未満である場合に使用する「ミックス」、「チョコレートナッツ」等の用語又はこれらと紛らわしい用語
 - (8) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語